

長崎市告示第560号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第6号の規定により、指定居宅サービス事業者及び第1号事業の指定事業者から廃止の届出があったので、介護保険法第78条第2号及び長崎市地域支援事業実施規則（平成18年長崎市規則第49号）第20条第1項第2号の規定により次のとおり告示する。

令和8年8月28日

長崎市長 鈴木 史 朗

	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	廃止年月日	サービスの種類
1	ラッキー自動車株式会社	ラッキーグループ短時間型デイリハビリット本原 長崎県長崎市本原町4番1号	令和8年 8月31日	通所介護・介護予防通所介護相当サービス